

建物火災共済・総合共済重要事項説明書

この説明書は、建物共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。なお、ここに掲載した以外にも大切な事項がございますので、ホームページや共済約款もご確認いただきますようお願いいたします。

また、ご不明な点がございましたらNOSAIまでお問い合わせ願います。

ホームページ (<http://www.nosaimiyagi.or.jp/>) 又は、「NOSAI宮城」で検索してください。

加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。

1 契約概要のご説明

1 仕組み及び引受条件等

(1) 加入の申込み（契約の申込みと成立）

建物共済の契約は、加入される方が建物共済加入申込書に記入・押印して申込み、農業共済組合（以下「組合」という。）がその申込みを承諾したときに成立します。

(2) 補償の対象（共済目的）

補償の対象は、建物（注1）及びその建物に附属又は収容する次の物（注2）です。

- ① 建物の基礎及び畳、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備などの付属設備（補償の対象としない旨の申出が無ければ、補償の対象となります。）
- ② 建物に附属する門・垣・塀その他の工作物（補償の対象とする場合は、申出が必要です。）
- ③ 建物に収容されている家具類及び小農器具（以下「家具類等」という。）（補償の対象とする場合は、申出が必要です。）

（注1）建物であっても、構造、設備及び用途（業種）などにより補償の対象にできない場合があります。

（注2）次の物は補償の対象となりません。

- 道路運送車両法に規定する自動車
- 通貨、有価証券、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
- 貴金属、宝玉及び宝石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
- 稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物

- 動物及び植物等の生物
- 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
- 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含む）及び航空機
- 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(3) 加入できない建物等

（次に掲げるものは、加入できません。）

- ① 空家（通常居住するための家具類等が収容されておらず、すぐの再利用が不可能な建物です。また、管理が十分されておらず、損害防止義務を果たすことができないと判断される建物をいいます。）
- ② 建築中の建物、映画館、劇場、カラオケハウス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール（床面積330㎡以上の建物）、遊興施設、その他これらに類する建物
- ③ すでに一部に被害を生じ、いまだに復旧されていない建物
- ④ その他、上記と同等の危険が発生する恐れがあると判断される建物



(4) 共済金（損害共済金及び費用共済金）をお支払いする場合

①損害共済金のお支払い対象となる事故（共済事故）は、次のとおりです。

ア. 建物火災共済の場合

火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突又は倒壊（自然災害の事故による損害は除きます。）、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触（自然災害の事故による損害は除きます。）、給排水設備の事故及び加入者以外の占有する戸室で生じた事故による水ぬれ（自然災害の事故による損害は除きます。）、建物の専用水道管の凍結により生じた破損（ただし、前記の給排水設備により生じた事故により水ぬれ損害が生じた場合を除きます。）、盗難により生じたき損・汚損、騒乱、集団行動による暴力・破壊行為（以下「火災等事故」という。）

イ. 建物総合共済の場合

前記アの火災等事故に加えて、自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」という。）、その他これらに類する自然現象）

②損害共済金のお支払い額

損害共済金のお支払い額の算定方法は、火災等事故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なり、共済約款でご確認ください。なお、共済金額が共済目的の価額（共済価額）に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう共済価額いっぱいにご加入ください。また、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご加入いただいた共済金額は共済金額×50%として計算されますのでご注意ください。

③前記の損害共済金に加えて次の費用共済金をお支払いします。詳しくは共済約款でご確認ください。

ア. 残存物取片付け費用共済金

損害を受けた共済目的の残存物の取り壊し・片付け費用の実費（損害共済金×10%が限度）をお支払いします。（地震等による事故を除く）

イ. 地震火災費用共済金

建物火災共済において地震等事故による火災により一定以上の損害が発生した場合、共済金額×5%をお支払いします。なお、建物総合共済においては、地震等事故について損害共済金をお支払いするため、地震火災費用共済金のお支

払いはありません。

ウ. 特別費用共済金

前記（4）①の事故（地震等による事故を除く）において、損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の場合、仮住まい費用などに対して共済金額×10%（200万円が限度）をお支払いします。

エ. 損害防止費用共済金

消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用を約款に基づく算定方法により、お支払いします。

オ. 失火見舞費用共済金

延焼等により近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、被災世帯×50万円（共済金額の20%が限度）をお支払いします。

カ. 水道管凍結修理費用共済金

共済の対象である建物の専用水道管について、凍結によって損害（破損の損害をいいます。ただし、水ぬれ損害により共済金を支払う場合及びパッキングのみに生じた損害を除きます。）が生じた場合、1回の事故につき、水道管凍結修理費用の額（10万円限度）をお支払いします。

(5) 共済金をお支払いできない場合

- ①共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
- ②加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害
- ③加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害
- ④加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取る場合において、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害
- ⑤共済事故の際における共済目的の紛失又は盗難による損害
- ⑥共済目的の性質又は欠陥によって生じた損害
- ⑦火災共済への加入の場合は、自然災害・地震等によって生じた損害
- ⑧加入者が損害通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ⑨加入者が正当な理由がないのに損害調査等を妨害したとき
- ⑩告知義務・通知義務又は重大事由等により契約を解除したとき
- ⑪加入者が必要な追加共済掛金等の支払いを怠ったとき
- ⑫加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- ⑬加入者が共済金の支払請求手続を3年間怠ったときなど

(6) 共済金支払いに関して付帯できる特約及びその概要

特約の名称	特約の概要
小損害実損てん補特約	損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に損害の額を共済金としてお支払いします。この特約は、建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1,000万円以上の契約に付帯できます。また、建物火災共済及び建物総合共済（共済目的及び共済責任期間が同一であるものに限り。）の共済金額の合計が1,000万円以上の場合における当該建物火災共済又は建物総合共済のいずれかに付帯することができます。
臨時費用担保特約	事故（地震等を除く）の際の臨時の出費のために損害共済金×加入の際に選択された給付割合（10、20、30%）をお支払いします（250万円が限度）。また、火災等事故により加入者や同居人などの方が、死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%（200万円が限度）をお支払いします。
費用共済金不担保特約	事故の際にお支払いする共済金は、損害共済金のみで、費用共済金のお支払いはありません。

2 共済責任期間

建物共済の共済責任期間は、組合が加入の申込み内容を承諾して加入者から共済掛金等の払い込みを受けた日の午後4時から開始します。ただし、共済証券にこれと異なる共済責任開始日が記載されているときは、その日から開始します。

なお、共済責任期間が始まった後であっても、共済掛金等の払い込み前に生じた事故による損害又はその事故に伴い生じた費用に対しては、共済金はお支払いできません。

3 契約条件（共済金額等）

(1) 契約の単位

- ①建物1棟ごとの契約となります。（家具類等も含めた場合も合わせて1棟となります。）
- ②家具類等は、契約建物に収容されている物に限り、家具類等単独の契約はできません。
- ③家具類等は、加入申込書において除外されている物を除き一式の契約となります。

(2) 共済金額の設定

- ①共済金額は、(3) の条件の範囲でご契約ください。なお、用途等により制限が設けられています。
- ②共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の価額いっばいに設定してください。共済金額が共済価額に対して過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、共済掛金等が無駄になることがあります。

(3) 共済金額の設定条件

- ①建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。
- ②建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟4,000万円です。
- ③共済金額の設定は、1棟ごとに5万円以上で、1万円単位となります。



2 注意喚起情報のご説明

1 告知義務・通知義務

ご契約時に加入者の方は、組合が告知を求めたものについて、事実を正確に伝えていただく義務があります。また、ご契約の成立後、申込書に記載された内容に変更等があった場合、遅滞なく組合へ通知していただく義務があります。これらの項目が事実と違っている場合又は事実を記載しなかった場合若しくはそれらを通知しなかった場合などは、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、建物共済加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。〔建物共済加入申込書の★印が告知事項で、☆印が通知事項です。〕

2 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- ③ NOSAIの契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難とする重大な事由があった場合

3 事故が起こった場合の手続き等

1 事故が起こった場合の手続き

- ① 事故が発生した場合遅滞なく組合にご連絡ください。
- ② 共済契約者は共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ③ 組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- ④ 事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

2 共済金支払後の共済契約

- ① 損害割合（共済価額に対する損害額の割合）が80%以上の事故が発生したときは、共済金をお支払いした後、共済契約は消滅します。
- ② 損害割合が80%未満の場合、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで続きます。

4 個人情報の取扱いについて

組合は、個人情報保護法に基づき、ご加入いただいた建物共済に関する情報については、引受・損害評価・損害防
止・加入推進等への目的以外には利用いたしません。ただし、建物共済関係の異動処理及び共済金の支払手続上、第
三者への情報提供を行う場合があります。

5 加入者の皆様へ

共済掛金等の納入は、口座自動引落をおすすめしています。現在、現金・口座振込により共済掛金等を納入いただ
いている加入者の方は、口座自動引落で加入のお申込みをいただきますようお願いいたします。

なお、共済掛金等の納入方法は皆様の判断によるのですが、現金・口座振込により納入いただく場合、組合よ
り改めて加入内容の確認をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。